

○御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付要綱

令和3年3月26日

告示第145号

改正 令和4年3月24日告示第133号

令和6年2月14日告示第53号

令和8年3月18日告示第132号

御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成28年御殿場市告示第50号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市長は、地震発生時における建築物等の倒壊等による災害の軽減及び市民の生命並びに財産の保全を図るため、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業（以下「補助事業」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業 次号から第8号までに掲げる事業
- (2) 木造住宅耐震補強等事業 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）及び静岡県プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成18年4月3日付け住安第2号。以下「県要綱」という。）（以下「国要綱等」という。）に基づき、木造の既存住宅の補強計画の策定及び補強工事を行う事業
- (3) 木造住宅除却事業 国要綱等に基づき、危険住宅の全部を除却する工事（以下「除却工事」という。）を行う事業
- (4) 建築物等耐震診断事業 国要綱等に基づき、既存建築物（木造の既存住宅を除く。）の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。）を行う事業
- (5) ブロック塀等除却事業 国要綱等に基づき、ブロック塀等の全部を撤去する工事（以下「撤去工事」という。）を行う事業
- (6) ブロック塀等建替え事業 国要綱等に基づき、ブロック塀等の建替え工事（ブロッ

- ク塀等の全部を撤去し、安全な他の塀、柵等（組積造のものを除く。）に転換するための工事をいう。以下同じ。）を行う事業
- (7) 耐震シェルター整備事業 国要綱等に基づき、木造の既存住宅の1階に耐震シェルターを整備する事業
- (8) 防災ベッド整備事業 国要綱等に基づき、木造の既存住宅の1階に防災ベッドを整備する事業
- (9) 既存建築物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物（国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。）
- (10) 既存住宅 既存建築物のうち専ら居住の用に供する建築物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建築物であって、居住のために継続して利用するもの
- (11) 危険住宅 木造の既存住宅のうち耐震診断の結果、構造耐震指標の値（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号別添。以下「耐震診断指針」という。）に規定する構造耐震指標の値をいう。以下同じ。）が1.0未満と判定されたもの又は特定行政庁（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第35号に規定するものをいう。）から耐震診断及び耐震改修について指導及び助言を受けたもの
- (12) 高齢者等住宅 木造の既存住宅のうち次のいずれかに該当するもの（賃貸の用に供する住宅を除く。）
- ア 居住する全ての者が65歳以上である住宅
- イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に規定する身体障害者障害程度等級表の1級又は2級の障害に該当する者が居住する住宅
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条各項の規定により要介護認定又は要支援認定を受けている者が居住する住宅
- エ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第5の2の規定により療育手帳の交付を受けている者が居住する住宅
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する住宅
- (13) 補強計画 既存建築物（耐震診断による構造耐震指標の値（以下「診断値」という。）が1.0未満と判定されたものに限る。）の補強後の耐震性の評価による構造耐震指標の値（以下「計画値」という。）を1.0以上とするための計画
- (14) 補強工事 耐震改修（耐震改修促進法第2条第2項に規定する耐震改修をいう。以

下同じ。)のための工事のうち当該建築物の補強計画に基づくもの

(15) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する組積造の塀（門扉、門柱、柵その他の工作物に係る部分を除く。）（国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。）

(16) 通学路 児童及び生徒が、市内の小学校又は中学校に通学するために使用する経路

(17) 静岡県耐震診断補強相談士 静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年7月23日付け住安第196号建築安全推進室長通知）に基づき静岡県知事が認定した者

(18) 耐震シェルター 住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でも居住者の安全を守る機能を有する箱型の構造物で、静岡県知事が認めるもの

(19) 防災ベッド 住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でもベッド内の居住者の安全を守る機能を有するベッド型の装置で、静岡県知事が認めるもの

（一部改正〔令和4年告示133号・6年53号・8年132号〕）

（補助の区分等）

第3条 補助の区分、補助の対象、補助金額等は、別表に定めるとおりとする。

（耐震診断の方法等）

第4条 補助事業に係る既存建築物の耐震診断及び補強後の耐震性の評価（以下「診断及び評価」という。）は、耐震診断指針に定める方法又は国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法によるものとする。

2 補助事業に係る既存建築物の診断及び評価は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する1級建築士若しくは同条第3項に規定する2級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士が属する建築士事務所が行わなければならない。ただし、同法第3条に規定する用途又は規模の建築物に係るものについては、1級建築士が行わなければならない。

3 補助事業に係る既存建築物（木造の既存住宅に限る。この項において同じ。）の耐震診断は、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が行うものとし、当該静岡県耐震診断補強相談士は、当該既存建築物の耐震診断を行ったときは、当該既存建築物の所有者等に対し、耐震診断結果報告書（様式第1号）によりその結果を報告しなければならない。

4 補助事業に係る既存建築物（耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物又は階数が3以上で床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物に限る。）の補強後の耐震性の評価は、あらかじめ耐震判定委員会（一般社団法人日本建築防災協会の既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約第8条第2項に基づき登録され

た団体をいう。以下同じ。)による評定を受けなければならない。

5 補助事業に係るブロック塀等の撤去工事又は建替え工事の要否は、あらかじめ市職員が次の各号に掲げる事項を調査し、判定するものとする。

- (1) ブロック塀等の種類
- (2) ブロック塀等の総延長及び補助の対象となる延長
- (3) ブロック塀等の厚さ及び高さ
- (4) 前各号に掲げるもののほか撤去工事又は建替え工事の要否に関し必要な事項
(一部改正〔令和4年告示133号〕)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付申請書(様式第2号)に、次に定める書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 申請者の住民票(法人にあっては、法人の登記事項証明書)
- (4) 事業計画書(様式第3号)
- (5) 見積書(補助事業に係る工種及び経費を明らかにしたものに限る。)の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 次の各号に掲げる事業に該当する場合は、前項に定める書類に当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅耐震補強等事業

ア 既存建築物の建築年月の分かる書類(昭和56年5月31日において工事中であった建築物にあっては、同日において工事中であったことが分かる書類)

イ 耐震診断結果報告書の写し

ウ 既存建築物の診断及び評価を行う者の静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し

エ 既存建築物の各階平面図

オ 既存建築物の所有者以外の者が申請者である場合は、当該所有者の承諾書

(2) 木造住宅除却事業

ア 前号アに掲げる書類

イ 前号イに掲げる書類

ウ 前号オに掲げる書類

(3) 建築物等耐震診断事業

ア 第1号アに掲げる書類

- イ 第1号ウに掲げる書類又は既存建築物の診断及び評価を行う者の資格を証明する
書面の写し
 - ウ 第1号エに掲げる書類
 - エ 第1号オに掲げる書類
 - オ 当該建築物の延べ床面積計算書
- (4) ブロック塀等除却事業及びブロック塀等建替え事業
- ア 既存のブロック塀等の立面図及び断面図
 - イ 既存のブロック塀等の所有者以外の者が申請者である場合は、当該所有者の承諾書
 - ウ ブロック塀等建替え事業にあつては、安全な他の塀、柵等に転換するための工事に
関する設計図書（平面図、立面図及び断面図等）
- (5) 耐震シェルター整備事業及び防災ベッド整備事業
- ア 第1号アに掲げる書類
 - イ 第1号オに掲げる書類
 - ウ 高齢者等住宅にあつては、第2条第12号アからオまでに掲げる住宅であることが
分かる書類
 - エ 設置予定場所の写真

（一部改正〔令和4年告示133号・6年53号・8年132号〕）

（交付の決定）

第6条 市長は、前条各項に規定する書類の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を可と決定する際に、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の期間内において市長から当該補助事業に関する報告を求められた場合は、速やかに従わなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了の日から15年を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、

交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(6) 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならないこと。また、この場合において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか補助事業の適正な執行に関し市長が必要と認めること。

（補助事業の変更等）

第8条 第6条第2項の規定により補助金の交付を可とする交付決定通知書を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該交付決定通知書を受けた後において補助事業の内容を変更しようとするときは、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金変更申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(1) 事業変更計画書（様式第3号）

(2) 変更しようとする内容の分かる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の規定による変更申請に係る交付の決定は、第6条各項の規定を準用する。

3 補助決定者は、第6条第2項に規定する交付決定通知書を受けた後において補助事業の内容を中止し、又は廃止しようとするときは、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金中止（廃止）届（様式第6号）に交付決定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（実績の報告等）

第9条 補助決定者は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は当該補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告

書」という。)に次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第3号)
- (2) 領収書の写し
- (3) 申請者の住民票(申請前と住所が異なる場合に限る。)
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 次の各号に掲げる事業に該当する場合は、前項に定める書類に当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅耐震補強等事業

- ア 補強計画書(補強後の耐震性能に関する評価の根拠及び補強方法、工法及び補強箇所等を明示したもの)
- イ 耐震補強計画報告書兼承認書(様式第8号)
- ウ 補強工事に係る工事写真(施工前、施工中及び施工後が確認できるもの)
- エ 完成平面図(補強方法、工法、補強箇所及び写真撮影方向等を明示したもの)
- オ 補強工事に係る工事監理報告書の写し

(2) 木造住宅除却事業

- ア 除却工事に係る工事写真(施工前及び施工後が確認できるもの)
- イ 新築住宅に係る建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し(建替えである場合に限る。)
- ウ 除却建築物に係る建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届の写し

(3) 建築物等耐震診断事業

- ア 耐震診断結果報告書の写し
- イ 耐震診断の算定根拠を示す書類
- ウ 耐震診断の際に用いた図面(各階平面図、軸組図及び伏図)
- エ 耐震評定書(第4条第4項の既存建築物の場合に限る。)の写し

(4) ブロック塀等除却事業及びブロック塀等建替え事業

- ア 撤去工事又は建替え工事に係る工事写真(施工前及び施工後が確認できるもの)
- イ ブロック塀等建替え事業にあつては完成図(平面図、断面図及び立面図)

(5) 耐震シェルター整備事業及び防災ベッド整備事業 設置工事に係る写真(設置後が確認できるもの)

(一部改正〔令和4年告示133号・6年53号・8年132号〕)

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費

補助金交付額確定通知書(様式第9号)により補助決定者に対して通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助決定者は、前条の通知書を受領した日から起算して10日以内に御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱の規定に基づく指示に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当であると認めたとき。

2 市長は、第8条第3項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の届出があったとき又は市長が別に定める期限までに補助事業が完了しないと認めたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定による取消しを決定したときは、その旨を補助決定者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額 補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「補助金控除税額等」という。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において補助金控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績の報告における補助金控除税額等の減額 実績報告書を提出するに当たり、補助金控除税額等が明らかになった場合は、その金額を補助金額から減額して報告すること。

(3) 補助金控除税額等の確定に伴う補助金の返還 実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告等により補助金控除税額等が確定した場合は、御殿場市プロジェクト「TOUKAI―0」総合支援事業費補助金消費税仕入控除税額等報告書（様式第11号）により速やかに市長に報告するとともに、その金額が前2号の規定により減じた額を上回る場合は、その差額を市に返還しなければならないこと。

（状況の確認等）

第15条 市長は、補助事業を適正に執行する範囲内において、申請者及び補助決定者に対し報告を求め、又は職員に調査をさせることができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（御殿場市プロジェクト「TOUKAI―0」総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示等の廃止）

2 次の各号に掲げる告示は、廃止する。

(1) 御殿場市プロジェクト「TOUKAI―0」総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示（平成29年御殿場市告示第26号）

(2) 御殿場市プロジェクト「TOUKAI―0」総合支援事業費補助金交付要綱等の一部を改正する告示（令和2年御殿場市告示第483号）

（経過措置）

3 この告示の施行の際現に改正前の御殿場市プロジェクト「TOUKAI―0」総合支援事業費補助金交付要綱の規定により交付されている通知書は、この告示の相当規定により交付されたものとみなす。

附 則（令和4年3月24日告示第133号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の御殿場市プロジェクト「TOUKAI―0」総合支援事業費補助金交付要綱の規定により交付されている通知書は、この告示の相当規定により交付されたものとみなす。

附 則（令和6年2月14日告示第53号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 1 8 日告示第 1 3 2 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付要綱の規定により交付されている通知書は、この告示の相当規定により交付されたものとみなす。

別表（第 3 条関係）

（一部改正〔令和 4 年告示 1 3 3 号・6 年 5 3 号・8 年 1 3 2 号〕）

補助区分	補助対象	補助金額等
木造住宅耐震補強等事業	（1） 当該補助事業を実施する者（市内に住所を有する者に限る。次号について同じ。）が補強計画（次のア又はイの要件を満たすもの）を策定するために要する経費 ア 補助事業を実施する既存住宅の計画値が診断値よりも 0.3 以上上がること。 イ 耐震補強以外の工法を用いること等によりアと同等以上の効果があると認められるものであること。 （2） 当該補助事業を実施する者が補助事業を実施する既存住宅の補強工事を行うために要する経費	1 棟ごとに左欄第 2 号に掲げる経費に 10 分の 8 を乗じた額と補助基準額とを比較していずれか少ない額
木造住宅除却事業	危険住宅の存する土地又は隣接する土地に、当該危険住宅を除却した後に居住する者が危険住宅の除却工事を行うために要する経費	1 棟ごとに、左欄に掲げる経費に 100 分の 23 を乗じて得た額と補助基準額とを比較していずれか少ない額
建築物等耐震診断事業	当該補助事業を実施する者が補助事業を実施する既存建築物の耐震診断を行うために要する経費	1 棟ごとに、左欄に掲げる経費と補助基準額とそれぞれ比較して、いずれか少ない額に 3 分の 2 を乗じて得た額
ブロック塀等	当該補助事業を実施する者が静岡県地	1 敷地ごとに、左欄に掲げる経費と

除却事業	震対策推進条例（平成８年静岡県条例第１号）第１７条第５項に規定する緊急避難路、避難路又は通学路（私道を除く。）、若しくは避難地（以下「緊急避難路等」という。）に面するブロック塀等（道路の地盤面からの高さが６０センチメートルを超えるものをいう。以下同じ。）の撤去工事を行うために要する経費	補助基準額とそれぞれ比較して、いずれか少ない額に３分の２を乗じて得た額（２６６，０００円を限度とする。）
ブロック塀等 建替え事業	当該補助事業を実施する者が緊急避難路等に面するブロック塀等の建替え工事を行うために要する経費	１敷地ごとに、左欄に掲げる経費と補助基準額とそれぞれ比較して、いずれか少ない額に３分の２を乗じて得た額（４３２，０００円を限度とする。）
耐震シェルター 整備事業	当該補助事業を実施する者が耐震シェルターを設置するために要する経費（購入、輸入、組立て及び付属品に係る費用を含む。）	１台ごとに左欄に掲げる経費と補助基準額とを比較していずれか少ない額
防災ベッド 整備事業	当該補助事業を実施する者が防災ベッドを設置するために要する経費（購入、輸送、組立て及び付属品に係る費用を含む。）	１台ごとに左欄に掲げる経費と補助基準額とを比較していずれか少ない額

備考

- １ １棟ごとに補助金額等の欄に掲げる額に１，０００円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。
- ２ 次の各号に掲げる事業の補助基準額は、当該各号に定める額をいう。
 - （１） 木造住宅耐震補強等事業 １，１５０，０００円
 - （２） 木造住宅除却事業 ３００，０００円
 - （３） 建築物等耐震診断事業 次に掲げる額
 - ア 一戸建ての住宅の場合 １３６，０００円
 - イ 一戸建ての住宅以外の場合 次の表の左欄に掲げる延べ床面積の区分につき右欄に掲げる基準額を合算した額

延べ床面積	基準額
-------	-----

1, 0 0 0 平方メートル以内の部分	1 平方メートルにつき 3, 6 7 0 円を乗じて得た額
1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内の部分	1 平方メートルにつき 1, 5 7 0 円を乗じて得た額
2, 0 0 0 平方メートルを超える部分	1 平方メートルにつき 1, 0 5 0 円を乗じて得た額

(4) ブロック塀等除却事業 ブロック塀等の長さ 1 メートルにつき 2 0, 0 0 0 円を乗じて得た額

(5) ブロック塀等建替え事業 ブロック塀等の長さ 1 メートルにつき 5 8, 4 0 0 円を乗じて得た額

(6) 耐震シェルター整備事業 耐震シェルター 1 台当たり 4 0 0, 0 0 0 円。ただし、高齢者等住宅に設置する場合にあっては、1 台当たり 5 0 0, 0 0 0 円。

(7) 防災ベッド整備事業 防災ベッド 1 台当たり 4 0 0, 0 0 0 円。ただし、高齢者等住宅に設置する場合にあっては、1 台当たり 5 0 0, 0 0 0 円。

様式第1号（第4条関係）

耐震診断結果報告書

【木造建築物用】

1 診 断 建 築 物	所 在 地	
	階 数	地上 階・地下 階（軒高 m）
	床 面 積	1 階 m ² ・1 階以外 m ² 延べ m ² （住宅部分 m ² ）
	用 途 ・ 屋 根	・ 葺
	建 築 年 月	年 月（□昭和56年5月31日工事中）
2 建築物の所有者 （登記名義人）	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
3 耐 震 診 断 者	建 築 士 氏 名	
	耐震診断資格	建築士（ ） 静岡県耐震診断補強相談士（第 号）
	建築士事務所名	
	事務所所在地	
4 耐震診断の方法		
5 耐 震 診 断 の 概 要 及 び 方 針		
6 実地調査の概要	軸組等の状況	☐ 良好 ☐ 不良（ ）
	基礎の仕様等	☐ 良好 ☐ 不良（ ）
	壁等の配置	☐ 良好 ☐ 不良（ ）
	部材等の状況	☐ 良好 ☐ 不良（ ）
	地盤・地形等	☐ 良好 ☐ 不良（ ）
	そ の 他	（ ）
7 耐震診断の結果	診 断 実 施 日	年 月 日
	構造耐震指標 I _w （診断値）	1 階（X方向）（Y方向） 2 階（X方向）（Y方向） 階（X方向）（Y方向）
	A 1.0以上：	地震力に対し倒壊・崩壊する危険性が低い
	B 0.7～1.0：	地震力に対し倒壊・崩壊する危険性がある
C 0.7未 満：	地震力に対し倒壊・崩壊する危険性が高い	
8 総 合 所 見		

（注）耐震診断指標（I_w）とは、地震力に対する建物の強度や靱性（変形することにより地震エネルギーを吸収させる能力）を考慮して数値化したものです。

上記のとおり報告します。

年 月 日

（診断依頼者） 様

（耐震診断者）

耐震診断結果報告書

【非木造建築物用】

1 診断建築物	所在地	
	構造	
	階数	地上 階・地下 階（軒高 m）
	床面積	1階 m ² ・1階以外 m ² 延べ m ² （住宅部分 m ² ）
	用途（名称）	（ ）
	建築年月	年 月（□昭和56年5月31日工事中）
	耐震判定委員会による 評定の要否	☐ 耐震改修促進法第14条第1号該当 ☐ 階数3以上かつ延べ床面積1,000m ² 以上 ☐ その他（ ）
2 建築物の所有者 （登記名義人）	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
3 耐震診断者	建築士氏名	
	耐震診断資格	級建築士（ ） 静岡県耐震診断補強相談士（第 号）
	建築士事務所名	
	事務所所在地	
4 耐震診断の方法 （概要・方針）		

5 実地調査の概要 (詳細は別紙)	架構等の状況			
	接合部の状況			
	被災等の状況			
	腐蝕・変形等			
	地盤・地形等			
	アスベスト等			
	既存不適格等			
	その他			
6 診断結果の概要 (詳細は別紙)	診断実施日	年 月 日		
	架構等の強さ			
	架構等の靱性			
	構造材の状態			
	各階診断値	I_s	q 又は $C_T \times S_D$	倒壊の危険性
	1階 X方向			☐ 高 ☐ 中 ☐ 低
	Y方向			☐ 高 ☐ 中 ☐ 低
	2階 X方向			☐ 高 ☐ 中 ☐ 低
	Y方向			☐ 高 ☐ 中 ☐ 低
	階 X方向			☐ 高 ☐ 中 ☐ 低
Y方向			☐ 高 ☐ 中 ☐ 低	
7 総合所見				

上記のとおり報告します。

年 月 日

(診断依頼者) _____様

(耐震診断者) _____

様式第 2 号（第 5 条関係）

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

御殿場市長 様

住所（所在地）

申請者 氏名（名称並びに代表者の役職及び氏名）

電話番号

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の区分

- ☐ 木造住宅耐震補強等事業
- ☐ 木造住宅除却事業
- ☐ 建築物等耐震診断事業
- ☐ ブロック塀等除却事業
- ☐ ブロック塀等建替え事業
- ☐ 耐震シェルター整備事業
- ☐ 防災ベッド整備事業

（上乗せ補助等名 ）

2 交付申請額 円

3 補助事業完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 住民票（法人にあっては、法人の登記事項証明書）
- (4) 事業計画書
- (5) 見積書の写し

様式第3号（第5条、第8条、第9条関係）

事業計画書（事業変更計画書、事業実績書）

1 補助事業の内容

(1) 補助事業の区分	☐ 木造住宅耐震補強等事業 ☐ ブロック塀等除却事業		
	☐ 木造住宅除却事業 ☐ ブロック塀等建替え事業		
	☐ 建築物等耐震診断事業 ☐ 耐震シェルター整備事業		
	☐ 防災ベッド整備事業		
	----- (上乗せ適用) ☐ 高齢者等住宅		
(2) 計画建築物 (ブロック塀等)の概要	所在地		
	構造・種類		
	規模等	☐ 建築物	☐ ブロック塀等
		〔階数・床面積〕	〔規模〕
		地上 階・地下 階	塀等の高さ m
		1階部分 m ²	塀等の厚さ c m
1階以外 m ²		塀等の総延長 m	
延べ面積 m ²	(補助対象 m)		
(住宅部分 m ²)	〔前面道路〕		
〔用途・種類・名称〕	道 線		
	☐ 避難路 ☐ 通学路		
	☐ その他 ()		
	築造年月	年 月 (☐ 昭和56年5月31日工事中)	
(3) 計画建築物等の所有者	住所又は所在地		
	氏名又は名称	(☐ 本人)	
(4) 耐震診断者	名称		
	所在地等		
	資格等	(電話番号)	
(5) 施工業者等	名称		
	所在地等		
	資格等	(電話番号)	
(6) 補助事業期間	年 月 日～ 年 月 日 (予定)		

(注) 変更計画及び事業実績において申請時と変更のある場合は、変更前のものを
かっこ書きで上段に記載すること。

(1)收入

(2) 支出

(注) 本補助事業の対象となる経費について記載すること。

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)

円 - 円 = 円

様式第 4 号（第 6 条、第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費
補助金交付（不交付）決定（変更）通知書

年 月 日付けで申請（変更）のあった御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金について、下記のとおり交付する（交付しない）ことに決定したので、御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 項（第 8 条第 2 項）の規定により、通知します。

記

1 交付決定の種別 ☐交付 ☐不交付 ☐変更

2 補助事業の区分

- ☐ 木造住宅耐震補強等事業
- ☐ 木造住宅除却事業
- ☐ 建築物等耐震診断事業
- ☐ ブロック塀等除却事業
- ☐ ブロック塀等建替え事業
- ☐ 耐震シェルター整備事業
- ☐ 防災ベッド整備事業

（上乗せ補助等名 ）

3 交付決定（変更）額 円

4 交付の条件（不交付決定の理由）

様式第 5 号（第 8 条関係）

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金変更申請書

年 月 日

御殿場市長 様

住所（所在地）

申請者 氏名（名称並びに代表者の役職及び氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号 により補助金の交付を受けた事業について、下記のとおり事業の変更をしたいので、御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の区分

- ☐ 木造住宅耐震補強等事業
- ☐ 木造住宅除却事業
- ☐ 建築物等耐震診断事業
- ☐ ブロック塀等除却事業
- ☐ ブロック塀等建替え事業
- ☐ 耐震シェルター整備事業
- ☐ 防災ベッド整備事業

（上乗せ補助等名 ）

2 変更の内容

- (1) 変更の種別 ☐ 事業の内容に関する変更 ☐ 事業の経費に関する変更
☐ その他（ ）

(2) 変更後の交付申請額 円

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更しようとする内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 8 条関係）

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金中止（廃止）届

年 月 日

御殿場市長 様

住所（所在地）

届出者 氏名（名称並びに代表者の役職及び氏名）

電話番号

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により、下記のとおり補助事業の中止（廃止）をしたいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 補助事業の区分

- ☐ 木造住宅耐震補強等事業
- ☐ 木造住宅除却事業
- ☐ 建築物等耐震診断事業
- ☐ ブロック塀等除却事業
- ☐ ブロック塀等建替え事業
- ☐ 耐震シェルター整備事業
- ☐ 防災ベッド整備事業

（上乗せ補助等名 ）

2 中止（廃止）の理由

3 添付書類

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付決定通知書

様式第7号（第9条関係）

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

御殿場市長 様

住所（所在地）

報告者 氏名（名称並びに代表者の役職及び氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号 により補助金の交付を受けた事業について、下記のとおり事業が完了したので、御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の区分

- ☐ 木造住宅耐震補強等事業
- ☐ 木造住宅除却事業
- ☐ 建築物等耐震診断事業
- ☐ ブロック塀等除却事業
- ☐ ブロック塀等建替え事業
- ☐ 耐震シェルター整備事業
- ☐ 防災ベッド整備事業

（上乗せ補助等名 ）

2 補助金額 円

3 補助事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 領収書の写し
- (3) 住民票（申請前と住所が異なる場合）

様式第8号（第9条関係）

耐震補強計画報告書兼承認書

1 計画建築物	所在地					
	階数	地上	階・地下	階（軒高	m）	
	床面積	1階延べ	m ² ・1階以外	m ² m ² （住宅部分		
	用途・屋根	・葺				
	建築年月	年 月（□昭和56年5月31日工事中）				
2 補強計画作成者	建築士氏名					
	耐震診断資格	建築士（ ） 静岡県耐震診断補強相談士（第 号）				
	建築士事務所名					
	事務所所在地					
3 耐震診断の結果	診断実施日	年 月 日				
	耐震診断方法					
	総合所見					
4 補強計画の概要	基本方針					
	(1) 耐震性能の向上について	階	方向	診断値	計画値	差
		1階	X方向			
			Y方向			
		2階	X方向			
	Y方向					
	(2) 耐震改修の方法等について	施工箇所		処理方法等		
	①軸組・基礎の接合等					
	②基礎の補修等					
	③構造部材の補修・防腐処理等					
	④壁等の配置・補強					
	⑤地盤・地形等に関する対策					
	⑥その他の改修					
	5 補強工事の計画	耐震工法等				
工期（日数）		年 月～ 年 月（ 日）				
設計見積価格		円				
6 特記事項						
7 添付書類	① 補強計画書（補強後の耐震性の評価の根拠及び補強方法・工法、補強箇所等を明示したもの）					
	② 補強工事費用の見積書の写し					

上記のとおり報告します。

年 月 日 (耐震診断者) _____

上記計画について説明を受け、耐震補強計画を承認しました。

年 月 日 (補助事業者) _____

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金について、下記のとおり交付額が確定したので、御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

記

1 補助事業の区分

- ☐ 木造住宅耐震補強等事業
- ☐ 木造住宅除却事業
- ☐ 建築物等耐震診断事業
- ☐ ブロック塀等除却事業
- ☐ ブロック塀等建替え事業
- ☐ 耐震シェルター整備事業
- ☐ 防災ベッド整備事業

（上乗せ補助等名 ）

2 交付確定額 円

様式第10号（第11条関係）

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金請求書

年 月 日

御殿場市長 様

住所（所在地）

請求者 氏名（名称並びに代表者の役職及び氏名） 印
電話番号

年 月 日付け 第 号 により交付額の確定を受けた御殿場市
プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金について、御殿場市プロジェク
ト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとお
り請求します。

1 補助事業の区分	☐ 木造住宅耐震補強等事業				☐ ブロック塀等除却事業	
	☐ 木造住宅除却事業				☐ ブロック塀等建替え事業	
	☐ 建築物等耐震診断事業				☐ 耐震シェルター整備事業	
	☐ 防災ベッド整備事業					
	(上乗せ適用)				☐ 高齢者等住宅	
2 交付決定通知等	交 付 決 定	年 月 日		第 号		
	変更交付決定	年 月 日		第 号		
	交 付 額 確 定	年 月 日		第 号		
3 請 求 額	円					
4 振 込 先 口 座	金 融 機 関 名	銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所				
	預 金 種 別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号			
	フリガナ					
	口座名義人					

(注) 振込先口座の名義が請求者と異なる場合は、委任状を添付すること。

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費
補助金消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

御殿場市長 様

住所（所在地）

申請者 氏名（名称並びに代表者の役職及び氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号 により補助金の交付の決定を受けた御
殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税
額等が、下記のとおり確定したので、御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支
援事業費補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、報告します。

記

項 目	金 額	備 考
1 補助金の交付確定額 （ 年 月 日 第 号）	（円）	（補助事業区分）
2 補助金の交付申請時及び実績報告時 に減額した消費税仕入控除税額等		
3 消費税及び地方消費税の申告により 確定した消費税仕入控除税額等		
4 補助金の額から減額すべき消費税仕 入控除税額等		3 の額から 2 の額を差 し引いた額

（注）記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握で
きる資料等）を添付すること。

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

（一部改正〔令和 4 年告示 1 3 3 号・8 年 1 3 2 号〕）

様式第 3 号（第 5 条、第 8 条、第 9 条関係）

（一部改正〔令和 4 年告示 1 3 3 号・6 年 5 3 号・8 年 1 3 2 号〕）

様式第 4 号（第 6 条、第 8 条関係）

（一部改正〔令和 4 年告示 1 3 3 号・8 年 1 3 2 号〕）

様式第 5 号（第 8 条関係）

（一部改正〔令和 4 年告示 1 3 3 号・8 年 1 3 2 号〕）

様式第 6 号（第 8 条関係）

（一部改正〔令和 4 年告示 1 3 3 号・8 年 1 3 2 号〕）

様式第 7 号（第 9 条関係）

（一部改正〔令和 4 年告示 1 3 3 号・8 年 1 3 2 号〕）

様式第 8 号（第 9 条関係）

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

（一部改正〔令和 4 年告示 1 3 3 号・8 年 1 3 2 号〕）

様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）

（一部改正〔令和 4 年告示 1 3 3 号・6 年 5 3 号・8 年 1 3 2 号〕）

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）